

平成28年度 第4回屋久島町航路改善協議会

日 時：平成29年3月14日（火）

午後1時30分～

場 所：屋久島町離島開発総合センター

第1会議室

会 次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

（1）屋久島町航路改善計画策定調査報告書について

（2）屋久島町航路改善計画（案）の承認について

（3）その他

4 閉 会

委員等名簿（第3条関係）

1 航路改善協議会委員

| 職 氏 名 | | 所 屬 職 名 | 備 考 |
|-------|--------|--------------|---------------------|
| 委 員 | 荒木 耕治 | 屋久島町長 | |
| 委 員 | 岩川 浩一 | 屋久島副町長 | |
| 委 員 | 塩川 文博 | 屋久島町教育長 | |
| 委 員 | 寺田 猛 | 屋久島町議会代表 | |
| 委 員 | 樋口 博 | 九州運輸局鹿児島運輸支局 | 首席運輸企画専門官 |
| 委 員 | 仲澤 純 | 鹿児島県交通政策課長 | 代理出席 主幹兼係長 山下圭一郎 |
| 委 員 | 森山 文隆 | 屋久島町総務課長 | |
| 委 員 | 貴船 森 | 口永良部島本村区長 | |
| 委 員 | 畠 喜人 | 口永良部島湯向区長 | |
| 委 員 | 山本 みさ子 | 税理士 | |

2 オブザーバー

| 氏 名 | 所 屬 職 名 | 備 考 |
|--------|------------------------|---------------------|
| 齊藤 徳篤 | 独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 | 共有船舶建造支援部担当部長 |
| 福永 徳郎 | 熊毛支庁屋久島事務所長 | 代理出席 総務企画課長補佐 橋口 |
| 鶴田 洋治 | 屋久島町企画調整課長 | |
| 松田 純治 | 屋久島町建設課長 | |
| 大木 辰巳 | 屋久島町営船船長 | |
| 久木山 栄一 | 口永良部島海運関係者 | |

3 事務局

| 氏 名 | 所 屬 職 名 | 備 考 |
|--------|----------------|-----|
| 寺田 太久己 | 屋久島町財産管理課長 | |
| 日高 順造 | 屋久島町財産管理課長補佐 | |
| 清岡 幸次 | 屋久島町財産管理課船舶係長 | |
| 内田 大信 | 屋久島町財産管理課船舶係主幹 | |
| 上加世田 俊 | 九州経済研究所 | |
| 酒匂 啓一 | 九州経済研究所 | |

屋久島町航路改善協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 屋久島町が運営するフェリー太陽における宮之浦～口永良部・島間航路（以下「本航路」という。）の問題点を把握・分析し、地域の特性や実情に即した最適な移動・輸送手段を提供するため、必要な運営の改善方策等を協議することを目的として屋久島町離島航路改善協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 本航路の経営診断・航路診断等による問題点や課題の把握及び分析
- (2) 航路の安定した維持を図るため、経営等の改善の方策を盛り込んだ「屋久島町航路改善計画」の策定
- (3) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長及び副会長は、委員の中から互選する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が不在のときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者の中から町長が委嘱する。
 - (1) 地方運輸局
 - (2) 鹿児島県
 - (3) 口永良部島住民の代表及び屋久島町職員
 - (4) その他町長が必要と認める者
- 6 町長は、委員のほか必要と認める者をオブザーバーとして委嘱することができる。

(任期)

第4条 委員及びオブザーバーの任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員及びオブザーバー以外の者に対して出席を求め、意見を聞くことができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、協議会の会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

- 第6条 協議会の庶務は、屋久島町財産管理課（以下「事務局」という。）において処理する。
- 2 事務局は、必要に応じて、庶務の一部を業務委託することができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。